

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 建築審査係

議案名

議案第12号 桐生市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例案

趣旨・目的

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするものです。

概要

議案第10号と同様、桐生市手数料条例別表第3「建築等に関する手数料」及び別表第2「開発許可等に関する手数料」について、桐生市手数料条例から分割し、新規の手数料条例とするものです。

※ 本条例は、手数料表の分割のみで、規定する内容に変更はありません。

(施行期日：令和7年4月1日)

背景・経過

桐生市で徴収する手数料については、一部を除き原則として「桐生市手数料条例」において一括で規定していましたが、近年の頻繁な法改正により複雑な表現になっていることから、わかりやすい形式とするため、現行の手数料条例から分割し、新規に7本の手数料条例(建築等に関する手数料条例4本、開発許可等に関する手数料条例3本)を制定するものです。